

平成30年
第1回

石狩湾新港管理組合議会定例会会議録

第1号

平成30年2月13日（火曜日）

議事日程 第1号

2月13日午後2時00分開議

日程第1、会議録署名議員の指名

日程第2、会期決定の件

日程第3、議案第1号ないし第6号並びに報告第1号

日程第4、議員派遣の件

出席議員（12人）

| | | | | | | |
|-------|-----|---|---|---|----|---|
| 議 長 | 12番 | 千 | 葉 | 英 | 守 | 君 |
| 副 議 長 | 6番 | 濱 | 本 | | 進 | 君 |
| | 1番 | 上 | 村 | | 賢 | 君 |
| | 2番 | 花 | 田 | 和 | 彦 | 君 |
| | 3番 | 伊 | 藤 | 一 | 治 | 君 |
| | 4番 | 秋 | 元 | 智 | 憲 | 君 |
| | 5番 | 小 | 貫 | | 元 | 君 |
| | 7番 | 浅 | 野 | 貴 | 博 | 君 |
| | 8番 | 川 | 澄 | 宗 | 之助 | 君 |
| | 9番 | 池 | 端 | 英 | 昭 | 君 |
| | 10番 | 八 | 田 | 盛 | 茂 | 君 |
| | 11番 | 内 | 海 | 英 | 徳 | 君 |

列席者

管理者 北海道知事 高橋 はるみ 君

出席説明員

専任副管理者 本 多 弘 幸 君
副 管 理 者 白 井 俊 君

| | | | | | |
|------------|---|---|---|---|---|
| 会 計 管 理 者 | 辺 | 見 | 広 | 幸 | 君 |
| 総 務 部 長 | 早 | 川 | 友 | 浩 | 君 |
| 振 興 部 長 | 時 | 田 | 恵 | 生 | 君 |
| 参事(総務担当) | 佐 | 藤 | 竜 | 哉 | 君 |
| 参事(管理担当) | 吉 | 田 | 卓 | 己 | 君 |
| 参事(企画振興担当) | 富 | 木 | 浩 | 司 | 君 |
| 参事(計画担当) | 小 | 松 | 周 | 二 | 君 |
| 参事(施設担当) | 山 | 本 | 敏 | 之 | 君 |
| 出 納 室 長 | 篠 | 原 | | 聡 | 君 |

議会事務局職員出席者

| | | | | | |
|-----------|---|---|---|---|---|
| 事務局長(兼務) | 佐 | 藤 | 竜 | 哉 | 君 |
| 書 記 (同) | 横 | 田 | | 聡 | 君 |
| 書 記 (同) | 北 | 崎 | 孝 | 介 | 君 |

1. 管理者挨拶

○議長(千葉英守君) 開議に先立ちまして、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

管理者高橋はるみさん。

○管理者(高橋はるみ君) 平成30年石狩湾新港管理組合議会第1回定例会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

千葉議長を初め、議員の皆様方には、日ごろから石狩湾新港の発展に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

石狩湾新港は、本道経済を支える日本海側の海上輸送の拠点として着実に発展し続けており、平成29年の取扱貨物量の速報値は前年に比べて約3%増の613万トンとなり、5年連続で過去最高を更新したところです。また、昨年5月には、農水産物輸出促進計画が国土交通省から国内第1号として他の道内5港とともに認定されました。本道の基幹産業を支える物流拠点として整備を進めてまいります。

本年は、北海道命名から150年という大きな節目の年であり、この豊かなふるさとを次の世代にしっかりと引き継いでいくためにも、石狩湾新港と新港地域のさらなる発展が重要であり、港湾施設の機能強化を図るとともに、本港の利便性や優位性のPR強化など、利用促進に向けた取り組みを進めてまいりますので、引き続き、議員の皆様方のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

本日の定例会には、平成30年度一般会計予算案などを提出しております。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。冒頭のご挨拶といたします。

1. 開 会

○議長（千葉英守君） それでは、ただいまより、本日招集されました平成30年第 1 回定例会を開会いたします。

1. 開 議

午後 2 時開議

○議長（千葉英守君） これより、本日の会議を開きます。

1. 日程第 1、会議録署名議員の指名

○議長（千葉英守君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第94条の規定により、会議録署名議員には、

小 貫 元 君
上 村 賢 君

の 2 名を指名いたします。

1. 諸般の報告

○議長（千葉英守君） 次に、諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（佐藤竜哉君） 管理者から提出がありました議案は、議案第 1 号ないし第 6 号並びに報告第 1 号であります。

このほか、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。

1. 日程第 2、会期決定の件

○議長（千葉英守君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日 2 月 13 日、1 日間といたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（千葉英守君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日、1 日間と決定いたしました。

1. 日程第 3、議案第 1 号ないし第 6 号並びに報告第 1 号

○議長（千葉英守君） 日程第 3、議案第 1 号ないし第 6 号並びに報告第 1 号を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者本多弘幸君。

1. 議案第 1 号ないし第 6 号並びに報告第 1 号の説明

○専任副管理者（本多弘幸君） ただいま議題となりました平成30年度予算案並びに平成29年度補正予算案及びその他の案件につきましてご説明申し上げます。

平成30年度の当初予算編成に当たりましては、各母体の厳しい財政状況を踏まえ、事業の緊急度や優先度などを十分勘案しながら、限られた財源の中で、より一層、重点的、効果的な予算編成に努めたところでございます。

初めに、議案第1号、平成30年度石狩湾新港管理組合一般会計予算についてであります。お手元の議案（その1）の1ページをごらんください。

予算案の総額は、歳入歳出それぞれ21億8177万1000円を計上いたしました。

まず、歳出予算の主なものにつきましてご説明いたします。

予算に関する説明書の7ページをごらんください。

第1款議会費は、議会運営に必要な経費などとして1042万4000円を、第2款総務費は、人件費や事務的経費などの一般管理費や港湾施設の維持管理などの施設管理費及び監査委員費などとして4億5226万8000円を計上いたしました。

次に、10ページをごらんください。

第3款港湾建設費は、5億4896万4000円を計上いたしました。内訳といたしまして、国直轄事業負担金は3億円で、北防波堤の整備に係る管理者負担金となっております。補助事業費は1億7200万円で、東地区における泊地しゅんせつ工事、護岸の長寿命化対策や西・樽川埠頭線の整備を実施しようとするものでございます。単独事業費は7696万4000円で、中央地区の護岸老朽化対策基礎調査などを計上しております。

次に、11ページをごらんください。

第4款公債費は、起債償還の元金及び利子や一時借入金の利子として8億3930万3000円を、第5款諸支出金は、港湾整備事業特別会計への繰出金として3億3031万2000円を計上いたしました。

次に、歳入予算の主なものにつきましてご説明いたします。

3ページにお戻りいただきまして、第1款分担金及び負担金は、母体からの負担金として17億710万8000円を計上いたしました。母体ごとの負担金額は、北海道が11億3807万2000円、小樽市と石狩市がそれぞれ2億8451万8000円となっております。

次に、第2款使用料及び手数料は、港湾施設使用料及び港湾隣接地域等占用料として6635万5000円を、4ページの第3款国庫支出金は、補助事業に係る国庫補助金として8400万円を計上いたしました。

次に、6ページをごらんください。

第8款組合債は、国直轄事業及び補助事業に係る公共事業債として3億2400万円を計上いたしました。

以上、議案第1号につきましてご説明申し上げました。

続きまして、議案第2号、平成30年度石狩湾新港管理組合港湾整備事業特別会計予算についてであります。お手元の議案（その2）の1ページをごらんください。

予算案の総額は、歳入歳出それぞれ14億1562万4000円を計上いたしました。

まず、歳出予算の主なものにつきましてご説明いたします。

予算に関する説明書の6ページをごらんください。

第1款総務費は、人件費などの一般管理費や港湾施設管理運営費などの施設管理費として3億2987

万3000円を計上いたしました。

次に、7ページをごらんください。

第2款の港湾建設費は、6億6000万円を計上いたしました。内訳といたしまして、補助事業費は9000万円で、花畔地区のリーファー電源に係る整備を実施しようとするものでございます。単独事業費は5億7000万円で、花畔地区のガントリークレーン整備事業、コンテナヤード整備事業、樽川地区の野積み場整備事業を実施しようとするものでございます。

次に、8ページをごらんください。

第3款公債費は、起債償還の元金及び利子や一時借入金の利子として4億2525万1000円を計上いたしました。

次に、歳入予算の主なものにつきましてご説明いたします。

3ページにお戻りいただきまして、第1款の使用料及び手数料は、荷役機械使用料など港湾施設使用料として4億1268万9000円を、4ページの第2款国庫支出金は、補助事業に係る国庫補助金として3000万円を、第3款財産収入は、石狩湾新港発電所建設に伴う土地貸付料などとして1260万3000円を、第4款繰入金は、一般会計からの繰入金として3億3031万2000円を計上いたしました。

次に、5ページをごらんください。

第6款組合債は、花畔地区のリーファー電源整備、ガントリークレーン整備事業、コンテナヤード整備事業、樽川地区の野積み場整備事業に係る単独事業債として6億3000万円を計上いたしました。

以上、議案第2号につきましてご説明申し上げました。

続きまして、平成29年度の補正予算につきましては、国直轄事業及び補助事業の確定に伴う減額や港湾整備事業特別会計への繰出金の減額などを行おうとするものであります。

それでは、議案第3号、平成29年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算についてご説明いたします。

お手元の議案（その3）の1ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ3億9074万6000円を減額し、予算総額を17億5999万6000円にしようとするものでございます。

まず、歳出予算の主なものにつきましてご説明いたします。

補正予算に関する説明書の5ページをごらんください。

第1款議会費は、港湾事情調査に係る経費の減によりまして361万6000円を減額、第2款総務費は、一般管理費で、職員の異動等に伴う人件費の減などによりまして381万6000円を減額、第3款港湾建設費は、今年度の国直轄事業費の減、補助事業費の減及び単独事業費の減によりまして3億474万6000円を減額、6ページの第4款公債費は、起債償還利子の減などによりまして236万円を減額、第5款諸支出金は、港湾整備事業特別会計への繰出金の減などによりまして7620万8000円を減額いたしました。

次に、歳入予算の主なものにつきましてご説明いたします。

3ページにお戻りいただきまして、第1款分担金及び負担金は、歳出予算の減額や使用料収入の増額、前年度繰越金の計上などによりまして2億8631万2000円を減額いたしました。このうち、各母体

の負担金は、北海道が1億9087万6000円、小樽市と石狩市がそれぞれ4771万8000円の減額となっております。

第2款使用料及び手数料は、岸壁等使用料の増などによりまして2078万2000円を増額、第3款国庫支出金は、補助事業の減及び災害復旧事業の実施額の確定による増によりまして、差し引き2297万9000円を減額いたしました。

次に、4ページの第6款繰越金は、平成29年第3回定例会において決算の認定をいただきました平成28年度の歳計剰余金として8650万7000円を増額、第7款諸収入は、港湾施設の破損に係る市有物件災害共済会からの共済金などとして395万6000円を増額、第8款組合債は、国直轄事業負担金や補助事業の減によりまして1億9270万円を減額いたしました。

以上、議案第3号につきましてご説明申し上げます。

続きまして、議案第4号、平成29年度石狩湾新港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

お手元の議案（その4）の1ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ1億6762万8000円を減額し、予算総額を13億4075万6000円としようとするものでございます。

まず、歳出予算の主なものにつきましてご説明いたします。

補正予算に関する説明書の5ページをごらんください。

第1款総務費は、一般管理費で職員の異動等に伴う人件費の減及び施設管理費で港湾施設修繕費の増によりまして、差し引き162万1000円を増額、第2款港湾建設費は、国の補正予算に係る補助事業の増及び単独事業費の減によりまして、差し引き1億6000万円を減額、6ページの第3款公債費は、起債償還利子の減などによりまして924万9000円を減額いたしました。

次に、3ページに戻っていただきまして、歳入予算の主なものにつきましてご説明いたします。

第1款使用料及び手数料は、港湾施設使用料の増によりまして4269万6000円を増額、4ページの第2款国庫支出金は、補助事業の増によりまして1000万円を増額、第3款財産収入は、石狩湾新港発電所の建設工事に伴う土地貸付料や工事発生材の売り払い収入の増などにより2588万8000円を増額、第4款繰入金は、歳入の増額や歳出の減額に伴い、一般会計からの繰入金を7621万2000円減額、第6款組合債は、補助事業の増及び単独事業の減によりまして、差し引き1億7000万円を減額いたしました。

また、繰越明許費についてであります。議案（その4）の4ページにお戻りいただきまして、港湾建設費のうち、補助事業費で3000万円を設定しようとするものでございます。

以上、議案第4号につきましてご説明申し上げます。

続きまして、議案第5号の石狩湾新港管理組合監査委員の選任につき同意を求める件でございますが、お手元の議案（その5）の1ページをごらんください。

監査委員の菊池洋一氏が平成29年12月31日付で組織団体における監査委員を退任したことに伴い、欠員となっております監査委員について、平成30年1月1日付で小樽市監査委員に選任されました小林優氏を後任の監査委員として選任するため、議会の同意を得ようとするものでございます。

続きまして、議案第6号、石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例案についてであります。この条例は、職員の勤務1時間当たりの給与額算出について所要の改正を行おうとするものでございます。

条例の概要につきましては、時間外勤務手当及び休日勤務手当の1時間当たりの給与額を算出する際に用いる月額を、給与の月額に寒冷地手当の月額を加えた額に改正しようとするもので、平成30年4月1日の施行を予定しております。

最後に、報告第1号の専決処分報告につき承認を求める件につきましてご説明いたします。

お手元の議案（報告）をごらんください。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年12月28日付で専決処分いたしました石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、同条第3項の規定により、議会の承認を得ようとするものでございます。

以上、提出いたしました案件につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

1. 質疑並びに一般質問

○議長（千葉英守君） これより、質疑並びに一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、順次、これを許します。

小貫元君。

○5番（小貫元君） 日本共産党を代表して質問します。

最初に、予算の使用料について質問します。

昨年の第1回定例会で、2016年度最終予算と2017年度当初予算の使用料を比較し、当初予算における使用料収入の予算計上が少ないことについて質問すると、確実に見込まれる額を計上しているとのことでした。今回提出された2018年度予算と2017年度の最終予算額との比較でも、同様に最終予算額より当初予算の使用料収入を減額して予算計上されています。

そこで、同じ年度ではどうなるのか、伺います。

一般会計と特別会計の合計で、最終予算と当初予算の使用料収入の差額を2013年度から2017年度まで示してください。

また同様に、決算と当初予算との比較でも、2013年度から2016年度の差額を示してください。

また、補正予算の使用料収入の増額を当初予算で見込むことができなかった理由について説明してください。

2017年度当初予算では、特別会計の使用料収入については、公共上屋花畔1号の撤去による上屋使用料の減と、LNG船の減便によるひき船使用料の減を見込みましたが、今議会で示された補正予算では、結果として増額補正を行いました。前年度より減少すると見込んだ使用料が結果として増額となった理由について示してください。

次に、北防波堤延伸工事について質問します。

北防波堤延伸工事は、今年度、実施しませんでした。中央航路への砂の堆積の処理を優先させたからです。港湾計画では、中央航路の水深は10メートルから15メートルとなっています。昨年の第2回定例会で、中央航路の一部はマイナス14メートルの水深が確保されていないと答弁がありました。昨

年8月には深淺測量、11月に流況調査を予定しているということでした。チップ船とLNG船は満載喫水が12メートルであり、港湾の施設の技術上の基準・同解説によれば、うねり等の波浪の影響が想定されない港内の航路では最大喫水の1.10倍とされていますから、必要水深は13.2メートルになっています。

港湾計画において中央航路のマイナス14メートル、15メートルと位置づけている範囲内で、水深14メートル以深の面積の割合及び水深13.2メートルが確保されていない中央航路内の面積の割合について説明してください。

新年度予算案では、中央航路のしゅんせつを予算計上せず、国直轄事業は北防波堤のみとなっています。管理者が航路の水深確保より北防波堤延伸を優先させた理由について説明してください。

過去の中央航路しゅんせつには69億円かけてきましたが、今年度の航路しゅんせつ事業費とこれまでの砂対策事業費の合計は幾らになるのか、示してください。

どのような理由から航路に砂が堆積してきたのか、国のほうで対策方法も検討するということが、現時点での検討状況について説明してください。

北防波堤延伸工事の要求額は、地盤改良60メートルに6億円、ケーソン製作と据えつけ50メートルで14億円の合計20億円という要求です。またしても20億円という金額の要求です。50メートルのケーソン製作と据えつけで14億円ですから、工事を実施したとして、残り300メートルではこの6倍の84億円がケーソンのみでかかる計算になります。

昨年、第3回定例会では、北防波堤延伸工事の残事業は約81億円と答弁していました。この答弁に照らしても、北防波堤の事業費が予定より大きくなることは明らかです。現時点で幾ら増額になる見込みなのか、示してください。

次に、ガントリークレーンの増設についてです。

昨年の第1回定例会では、既存のガントリークレーンの累計収支について、約10億7100万円の不足と答弁していました。当初の計画で、コンテナ貨物は伸びると、過大な目標値をもとにガントリークレーンを整備した結果です。同じ過ちをしてはいけません。

昨年の第1回定例会では、2016年度は5400万円の不足で、2017年度以降は公債費の償還が終了することから黒字になると答弁していました。既設のガントリークレーンの2016年度単年度収支と2001年度からの累計収支を示してください。

償還が終了する今年度の単年度収支の見込みを示してください。

既設ガントリークレーンの収支計画では、2016年度のコンテナ本数の想定は7万8200本でした。2016年度の実績及び想定との比較を示してください。

ガントリークレーンの増設は、赤字を増やすことにしかありません。管理組合は、この赤字を小さく見せるために、歳入に、ガントリークレーンの使用料以外に、既設のガントリークレーンでは収支計画に組み入れていなかった荷さばき地、電気施設、ひき船、上屋の使用料を加えて収支計画を立てました。そして、その根拠となるコンテナ取扱個数は、港湾計画の外貿コンテナ貨物量の推計値8万7570TEUと伸び率を参考として算出したと答弁しています。

私は、この目標値が過大ではないかと指摘してきました。すると、国の全国輸出入コンテナ貨物流

動調査の背後地域の貨物の動向をもとにしたと言います。しかし、管理組合が想定した背後地域の貨物は、現在、他港で取り扱っている貨物も全て石狩湾新港で取り扱うという無謀な推計値だということが第3回定例会で明らかになりました。

背後地域の貨物のうち、小樽港や苫小牧港を利用している貨物量を除いても港湾計画の推計値になりますか、お答えください。

また、管理者は、2基体制で赤字が続くことはないと言い切れませんか、お答えください。

過大な目標値をもとにガントリークレーンを増設すれば、その負担は市民がかぶることになります。増設中止を求めます。管理者の見解を示してください。

次に、港湾施設の老朽化対策についてです。

新年度予算案では、東3号護岸の老朽化対策が予算計上されています。昨年3月に定めた石狩湾新港インフラ長寿命化計画・行動計画では、今年度に詳細調査年とされた施設が5施設あります。調査の結果、これら5施設の残存耐用年数は何年と算出したのか、示してください。

また、これらの5施設は、来年度修繕工事の計画とされています。それぞれ修繕工事の計画はどのように見直されたのか、修繕工事の年度を示してください。

2026年度までの詳細調査計画と修繕工事計画に基づく事業費の試算額を示してください。

次に、議案第6号についてです。

石狩湾新港管理組合一般職員の給与に関する条例第28条を改正し、1時間当たりの給与の算出に寒冷地手当を含める内容です。1時間当たりの給与の算出は、同条例第23条の時間外勤務や第24条の休日勤務への支給に使用します。北海道は昨年末に改正したと聞いていますが、1時間当たりの給与算出に寒冷地手当を含めることについて、東北6県の状況を説明してください。

また、道内主要都市の状況も説明してください。

国家公務員はどうか、伺います。国家公務員の1時間当たりの給与の算出について、寒冷地手当を含んでいるのでしょうか、どのような算出になっているのか、説明してください。

今回の見直しは、総務省給与能率推進室から給与情報という形で提供された情報によります。この給与情報の法的拘束力について説明してください。

給与条例第31条第2項に寒冷地手当の額が規定されています。第1号は、世帯主であって扶養親族のある職員は2万3080円、第2号、その他の世帯主である職員は1万2900円、第3号、その他の職員は8700円です。このように、寒冷地手当は世帯構成によって金額が異なります。そうなれば、同じ給与月額で職員が同じ残業をしたとしても、世帯の構成によって残業代に差が出るのでは 아닙いか、お答えください。

地方公務員の給与は、地方財政計画に反映されています。1時間当たりの給与の算出に寒冷地手当を含めることと地方交付税との関係について説明してください。

再質問を留保し、終わります。

○議長（千葉英守君） 専任副管理者本多弘幸君。

○専任副管理者（本多弘幸君） 小貫議員の質問にお答えいたします。

初めに、予算に関し、まず、使用料に係る当初予算との差額についてであります、平成25年度か

ら29年度までの当初予算と補正予算との差額につきましては、平成25年度は2377万2000円の増、26年度は4572万円の増、27年度は3143万5000円の増、28年度は6617万4000円の増、29年度は6347万8000円の増となっております。

また、平成25年度から28年度までの当初予算と決算との差額につきましては、平成25年度は5289万3000円の増、26年度は7267万6000円の増、27年度は4900万8000円の増、28年度は9345万5000円の増となっております。

次に、補正予算の増額分を当初予算で見込めなかった理由についてであります。使用料収入につきましては、社会経済情勢などの影響を受けることから、当初予算の編成に当たっては、前年度の実績などをもとに確実に見込まれる額を予算計上したところでございます。

次に、平成29年度特別会計の補正予算において使用料収入が増額となった理由についてであります。北海道電力株式会社の石狩湾新港発電所建設工事に伴う荷さばき地の使用がふえたこと、また、外航大型船の入港隻数の増や、コンテナ船が入出港時の安全性を考慮してひき船使用時間が増となったことなどから、使用料収入が増額になったものでございます。

次に、北防波堤延伸工事に係る中央航路の水深についてであります。港湾計画においては、航路は幅と水深しか定めておりませんが、北防波堤の先端までを航路の範囲とした場合、航路全体では、未整備区域を除き、マイナス13.2メートル以上の水深が確保されており、このうち、マイナス14メートル以上の水深が確保されている面積の割合は6割程度となっているところでございます。

次に、平成30年度当初予算要望についてであります。中央航路は、今年度のしゅんせつにより必要な水深は確保されたことから、平成30年度予算では要望しておりませんが、北防波堤延伸は、港内における船舶の航行や停泊、荷役作業の安全性を確保する上で重要な施設であることから要望したところでございます。

次に、航路しゅんせつ事業費などについてであります。平成29年度の航路しゅんせつ事業費は6億8800万円であり、これに平成29年度までの砂対策事業費96億6000万円を加えた事業費は約103億円となっているところでございます。

次に、砂の堆積対策の検討状況についてであります。昨年11月、国において、有識者で構成する第1回石狩湾新港漂砂検討委員会が開催され、現状の課題抽出や有効な対策案などの意見が示されたところであり、その後、これらの意見を取りまとめるなど、次の委員会に向けて準備をしているところでございます。

次に、北防波堤延伸工事の事業費についてであります。全体事業費につきましては、物価などさまざまな要因により変動が想定されるものであります。現時点で全体事業費の変更は国から示されておられません。

次に、ガントリークレーンの増設に係る既設ガントリークレーンの平成28年度における単年度収支及び平成13年度からの累計収支についてであります。平成28年度における使用料収入と起債償還額及び維持管理費を合わせた歳出との差額である単年度収支につきましては、約7800万円の不足が生じているところでございます。

また、1基目の供用が始まった平成13年度から28年度までの累計収支につきましては、約11億5000

万円の不足が生じているところでございます。

次に、既設ガントリークレーンの平成29年度の収支についてであります。歳入及び歳出が確定していないことから補正予算をもとに収支を試算しますと、約3900万円の不足が見込まれるところでございます。

次に、平成28年度コンテナ本数の実績と想定との比較についてであります。平成28年度のコンテナ本数は、収支計画策定当時の想定が7万8200本に對しまして、実績は2万9294本となっているところでございます。

次に、外貿コンテナ貨物量の推計値についてであります。平成27年改訂の港湾計画におきましては、本港の利便性向上や輸送の効率化が図られることなどにより、今後、取り扱いが見込まれる地域を背後地域と想定し、貨物量を算出しており、この貨物量の基礎となるデータには本港以外の分も含まれることから、これを除くと推計値とは異なると推測されるところでございます。

次に、2基のガントリークレーン運用による収支についてであります。歳入として、ガントリークレーンの使用料収入のほか、コンテナの取り扱いに関連する荷さばき地などについて安定的な収入が見込まれますことから、収支計画では、平成46年度に単年度収支が黒字になると想定しているところでございます。

管理組合といたしましては、積極的なポートセールスを展開するなど、取扱貨物量の増加に向けた取り組みを一層強化し、使用料収入の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2基目のガントリークレーンの導入についてであります。本港では、将来における外貿コンテナ航路の増加による2隻同時荷役への対応や、ガントリークレーンの故障などによる長期の荷役停止を回避するため、新たなガントリークレーンの設置が必要であると考えているところでございます。

次に、港湾施設の老朽化対策に係る残存耐用年数についてであります。今年度、詳細調査を実施した5施設は、鋼材の厚さの測定値などから残存耐用年数について推計した結果、東2号護岸と樽川1号岸壁は50年程度、東4号護岸は15年程度、東3号護岸は2年程度となっており、中央埠頭A護岸は部分的に耐用年数が残っていないと算出されたところでございます。

次に、工事の計画見直しについてであります。平成30年度は、東3号護岸の工事及び中央埠頭A護岸の設計を行う予定としており、その他の3施設は、今後の点検による結果などを踏まえて判断してまいりたいと考えているところでございます。

次に、事業費の試算額についてであります。全体の事業費は、詳細調査結果を踏まえた対策工法を検討しなければ算出できないため、現時点でお示しすることはできませんが、来年度から工事を予定している東3号護岸につきましては5000万円程度と試算しているところでございます。

次に、議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例に関し、まず、東北6県などの改正状況についてであります。組織団体に確認したところ、東北6県の改正状況については承知しておりませんでした。道内においては、北海道のほか、網走市と石狩市で平成29年の定例会で条例改正を行っているところでございます。

また、寒冷地手当を一括で支給している自治体については、改正を要さないものと承知しておりま

す。

次に、国家公務員の勤務1時間当たりの給与額の算出についてであります。国家公務員につきましては、勤務1時間当たりの給与額を算出する際に寒冷地手当の月額を含まないものと承知しております。

次に、給与情報についてであります。総務省から発出される給与情報は、国家公務員の給与制度の改正状況や地方公共団体の給与制度に関する参考事項などについての情報提供と認識しております。

次に、世帯構成による算入額の違いについてであります。寒冷地手当については世帯構成の違いにより支給額が変わるため、今回の改正により、勤務1時間当たりの給与額に差が生じることとなります。そのため、時間外勤務手当の額についても差が生じることとなります。

最後に、寒冷地手当と地方交付税の関係についてであります。管理組合は、地方交付税の交付対象となっていないため、承知しておりませんが、組織団体に確認したところ、地方交付税の算定に時間外勤務手当は含まれており、今回の改定に伴う影響額の措置についてはないものと聞いております。

以上でございます。

○議長（千葉英守君） 小貫元君。

○5番（小貫元君） 再質問します。

最初に、使用料について、過去5年の当初予算と補正予算の比較、過去4年の当初予算と決算との比較、どれをとっても増額となっております。当初予算で、歳入面では使用料を低く見積もって、歳出では北防波堤工事では当てのない20億円という予算を要求し、過大に見積もる、そして、足りなくなる予算の穴埋めを負担金で賄い、母体の予算編成にも影響を及ぼしています。今回の答弁でも、確実に見込まれる額を予算計上しているということでしたが、北防波堤延伸工事の予算要求も含め、正確性に欠けています。

特別会計についても、減収になると言いながら、結局、増額補正しました。これでも、管理者は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕捉していると言える理由を説明してください。

次に、北防波堤延伸工事についてです。

答弁によれば、これまで、航路しゅんせつや砂対策に172億円かけてきました。それでも未整備区域は水深が確保されていなくて、約4割がマイナス14メートルの水深が確保されていない実態だということ。しゅんせつしても埋まっていく石狩湾新港最大の欠点です。

答弁では、なぜ航路より北防波堤を優先させたのかという問いに十分答えているとは言えません。航路水深マイナス14メートルも北防波堤も、両方が港湾計画に記載されている事業です。航路の水深はとりあえず影響がないからと言いますが、西1号岸壁のチップ船の荷役作業にだってほとんど影響がないのが実態です。同じ影響がないのですから、北防波堤延伸も中止すべきです。お答えください。

砂の堆積状況について、8月の調査結果がまだ明らかになっていません。答弁では、検討委員会が開催されたとありました。出された課題や対策について、どのような内容だったのか、説明してくだ

さい。

事業費の変更について、国から示されていないという答弁です。現在、ケーソンの据えつけが完了している区間は50メートル、そして、当初予算で示されたケーソンの製作と据えつけ50メートル、この事業が実施されれば、400メートル延伸のうち、100メートルのケーソン据えつけが終わります。残り300メートルです。ですから、あまり地盤等の影響がないケーソンの工事を6倍したら過去の答弁の残事業費をケーソン工事だけで超えるのに、国から示されていない、だから知りませんというのは、随分、人ごとの答弁だと思います。本当に重要な施設だと考えているのですか。考えているのなら、今後の全体の事業費について管理者の責任で示すべきです。答弁を求めます。

あくまでも示す必要がないと考えているのであれば、その理由も述べてください。

次に、ガントリークレーンの増設についてです。

既設のガントリークレーンの赤字が11億5000万円、さらに、今年度から黒字になると言っていたのですけれども、約3900万円の赤字、コンテナ本数も計画値に遠く及ばない実態です。2基体制になれば、既存ガントリークレーンの赤字は回収できず、母体の負担となります。既存ガントリークレーンの赤字分を回収する努力はどのようにしていくのか、説明してください。

2基体制の収支計画の大もとである外貿コンテナ貨物量の推計値について、小樽港や苫小牧港を利用している貨物量を除いたら推計値は異なると答弁がありました。小樽港や苫小牧港から貨物を奪わないとガントリークレーンの収支は黒字になりません。管理者は、小樽港の衰退を望んでいるのでしょうか、見解を示してください。

次に、議案第6号についてです。

東北6県はわからない、一括支給の自治体は改正を要さないという答弁でしたけれども、昭和25年4月25日の通達で、冬営手当の平均賃金算定の基礎に算入することについて、当初に一括支給しても、その期間の各月分の前渡しと認められるとされています。一括支給でも各月に支給しても関係ないと考えていましたけれども、答弁では一括支給は対象外ということでしたので、この見解で正しいと考えているのか、お答えください。

国家公務員は寒冷地手当の月額は含まないとの答弁でした。なぜ、国家公務員は含まないけれども、地方公務員は含むのか、その理由を説明してください。

国家公務員の関係以外にも、交付税の算定にもない、世帯構成によって時間外勤務手当に差が生じる、それを情報提供という形で国が示すだけになっている。国のほうで、交付税の関係や時間外手当に差が生じない対策など、整理をして地方に示すことが必要です。北海道を通じて、国にこれらの点を求めていく考えはありませんか、お答えください。

以上です。

○議長（千葉英守君） 専任副管理者本多弘幸君。

○専任副管理者（本多弘幸君） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

初めに、予算に関し、まず、使用料などの予算への計上についてであります。使用料については、前年度の実績などをもとに確実に見込まれる額を計上しており、北防波堤延伸工事につきましては、施工条件や年間施工量などを踏まえた最も合理的な予定額を計上していることから、予算編成として

適切であると考えているところでございます。

次に、北防波堤延伸工事に係る事業の実施についてであります。北防波堤は、船舶の航行や円滑な荷役作業を行う上で重要な施設であり、延伸により、港内の安全性が向上し、利用促進にもつながることから、着実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、検討委員会の内容についてであります。砂の移動の原因究明には、どのようなメカニズムで堆砂するかといったプロセスを漂砂解析により検証する必要がありますが、この解析に、地形の経年変化と波浪、海浜流などの外力特性をいかに反映させるかなどの難しい課題があり、これらについて議論されたところでございます。また、一般的な対策として、サンドポケットや防砂堤などの案が示されたところでございます。

次に、北防波堤の全体事業費についてであります。北防波堤の延伸は、国直轄事業として、平成27年度に実施した事業再評価において、適切に全体事業費の見直しを行った上で当該事業の継続が妥当と判断されているところでございます。

このようなことから、管理組合といたしましては、今後とも国が適切に事業費などの見直しを行うものと考えているところでございます。

次に、ガントリークレーンの増設に係る既設ガントリークレーンの収支の改善についてであります。管理組合といたしましては、農水産品の輸出増加に資する冷凍冷蔵コンテナ電源供給設備の整備など、本港の優位性を生かした港湾機能の充実を図るとともに、使用料の増加に結びつくポートセルスなどの取り組みを積極的に行い、収支の改善に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、外貿コンテナ貨物量の推計値についてであります。陸上輸送距離が長い北海道では、近年のトラックドライバー不足の影響などにより輸送機能が低下していることが深刻な課題となっていることから、将来の背後地域における貨物は、輸送の効率化が図られるなどの観点から本港を利用するとの予測のもと、推計値を算出したところでございます。

次に、勤務1時間当たりの給与額算出に係る寒冷地手当の算入についてであります。寒冷地手当を一括して支給する場合については、各月の前渡しとして支給される場合を除き、算入対象にならないと考えますが、条例改正の判断については各自治体において行われるものと承知しております。

次に、国家公務員及び地方公務員に係る寒冷地手当の算入についてであります。国家公務員については、一般職の職員の給与に関する法律第19条に、勤務1時間当たりの給与額算出の算入対象に寒冷地手当は含まれていないところでございます。また、地方公務員につきましては、労働基準法第37条に、割り増し賃金の基礎となる賃金に算入しない賃金が示されておりますが、これに寒冷地手当が含まれていないところでございます。

最後に、給与制度などに係る要請についてであります。管理組合では、労働基準法の趣旨を踏まえ、各組織団体に対して協議の上、同意を得て、勤務1時間当たりの給与額の算出方法について改正を行おうとするものでございます。

なお、今後とも、給与制度の運用につきましては、総務省からの給与情報などを参考に適切に対応するとともに、必要な事項があれば各組織団体に対して要請してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千葉英守君） 小貫元君。

○5番（小貫元君） 再々質問します。

最初に、使用料について、地方財政法に基づいて正確に財源を捕捉していると言える理由について伺いましたけれども、答えてくれませんでした。使用料についても、本質問への答弁であったように大きな乖離が生まれています。1年の使用料も見込めないのに、ガントリークレーンの増設で20年先まで見込んでいる。信用できるはずがありません。より正確に使用料を見込む必要があると考えませんか、管理者の見解を示してください。

次に、漂砂の検討委員会について、内容を聞いても、現時点で説明はこれからだということです。いつぐらいに結果が示せる予定か、お答えください。

次に、北防波堤の全体事業費について、国が事業費の見直しをすると考えているということは、増額になるという見解でよろしいのでしょうか、管理者の見解を示してください。

重要な施設だという割には、国任せではないでしょうか。管理者として幾ら増額になるのかを把握する必要があるのではないですか、お答えください。

最後に、ガントリークレーンの増設についてです。

赤字を解消するには、港湾計画以上の貨物を呼び込まなければなりません。そうなれば、小樽港から貨物が奪われていき、小樽市経済への影響があります。貨物が来なければ、赤字分として小樽市の負担がふえ、小樽市財政を悪化させる一因になります。どっちに転んでも小樽市が割を食うことになります。小樽市への影響を管理者はどう考えているのか、見解を示してください。

小樽市への影響を最小限に食いとめるには、増設をやめることです。既設のガントリークレーンのみなら、母体の負担を軽減することになります。管理者には、ガントリークレーンの増設を諦める決断を求めます。お答えください。

以上です。

○議長（千葉英守君） 専任副管理者本多弘幸君。

○専任副管理者（本多弘幸君） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

初めに、予算に関し、まず、使用料についてであります。予算編成に当たり、収入は過大な見込みとならないよう算定する必要がありますことから、社会経済情勢の影響や前年度の実績などをもとに算定した確実に見込まれる額を計上しているところでございます。

管理組合といたしましては、今後とも可能な範囲で精度の高い予算編成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、北防波堤延伸工事に係る今後の漂砂の検討についてであります。現在、国においては、次回の石狩湾新港漂砂検討委員会に向けて準備を進めているところでありますが、砂の移動や堆積の原因究明には時間を要すると聞いています。今後、委員会におきまして、漂砂解析の検証などが完了し、有効な対策案が決定した後にお示しすることができるものと考えております。

次に、北防波堤の事業費についてであります。事業費の見直しは、コスト縮減や物価の変動、地盤条件などの要因により決定されますことから、精査の結果、必ず増額になるとは限らないところで

あり、今後とも再評価を実施する際などに国が適切に見直すものと考えているところでございます。

次に、事業費などの把握についてであります。北防波堤は本港の安全性を確保する上で重要な施設でありますことから、管理組合として、これまで、港湾計画の変更や事業を実施する際に国と繰り返し調整を図ってきたところであり、事業費の見直しを実施される場合には事業内容などの把握に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、ガントリークレーンの増設に係る背後地域への効果についてであります。本港の港湾機能の向上は、背後地域の小樽市や石狩市に立地する企業において、輸送コストの削減などの効果が期待され、さらには、近年、太平洋側で危惧されている大規模災害時における補完機能など、本港に期待される役割は、背後地域のみならず、本道の産業や経済の発展に寄与するものと考えているところでございます。

本港は、供用開始以来、港湾荷役などについては小樽業界がその中心的な役割を担い、あわせて、利用促進にも力を発揮していただいているところでございます。また、本港と小樽港は、相互に補完し合い、両港が機能を十分発揮できるよう、これまでも取り組んできたところであり、今後とも、両港の運営に当たっては、小樽港との連携を図りながら、将来に向けて両港が発展するよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

最後に、2基目のガントリークレーンの導入についてであります。本港を利用する荷主企業や船舶代理店などからは、荷役の安定性や定期航路の定時性の確保について強く要請されているところであり、便数の増加による2隻同時荷役への対応や、クレーンの故障や事故による長期にわたる荷役停止の影響などを踏まえ、新たなガントリークレーンの設置が必要であると考えているところでございます。

管理組合といたしましては、今後とも、効果的、効率的な事業の執行や使用料収入の増加に向けた取り組みを行うなど、母体負担の軽減を図りながら必要な港湾機能の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（千葉英守君） 以上で、通告のあった質問は終了いたしました。

これをもって、質疑並びに質問を終結いたします。

1. 討 論

○議長（千葉英守君） これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小貫元君。

○5番（小貫元君） 日本共産党を代表して、議案第1号ないし議案第4号について否決を主張し、討論します。

第1に、国直轄事業の過大な計上です。

毎年、20億円前後の予算を当初で計上しています。しかし、配分額は7億円程度と余りにも差があり、合理的な予算計上とは言えません。

第2に、使用料の過小な計上です。

使用料収入は、当初予算と決算との比較では5000万円以上の差が例年生まれており、2016年度は9000万円以上と差が広がりました。地方財政法に照らして正確に財源を捕捉しているとは言えません。

第3に、北防波堤延伸工事です。

単純に足し算をすれば、ケーソンだけで106億円を超え、総事業費を上回ります。管理組合は、必ず増額になるとは限らないと言いつけをしていますが、それならば当初予算の予算計上を変更しなければならなくなります。しかも、重要な施設だと言いつけながら、幾ら増額になるか、国が示さないとわからない。航路に砂が堆積して、その原因究明すら行われていないのに、一企業の実事上の専用埠頭のために税金をかけることは許されません。増額について、次回までに示すことが必要です。

第4に、ガントリークレーンの増設です。

既設のガントリークレーンは11億円の大赤字、公債費の償還がない今年度も赤字の見込みです。2基体制での収支計画では、使用料だけの歳入だと赤字が必至なので、荷さばき地等の使用料収入も持ってきて赤字隠しを行いました。しかし、それでも2基体制で黒字になるには、港湾計画の推計値である貨物量からさらに伸びることが必要です。

港湾計画の貨物量の推計値は、小樽港や苫小牧港で取り扱われている外貿コンテナ貨物が石狩湾新港で取り扱われないと実現しないことは、管理組合の答弁でも明らかです。2基体制で黒字になるには小樽港から貨物を奪う。奪わなければガントリークレーンの収支が赤字になる。必要だというだけで税金をかけていいのでしょうか。北海道経済のために小樽市に犠牲になれと言っているようなものであり、2基体制は撤回しかありません。

最後に、議案第6号について、質疑したように、国のもとでさらに整理が必要ですが、職員の不利益になることではないことから、賛成とします。

以上、討論といたします。

○議長（千葉英守君） 以上で、通告のあった討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

日程第3のうち、議案第1号ないし第4号を問題といたします。

これより、採決いたします。

この採決は、起立によります。

本件をいずれも原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（千葉英守君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3のうち、議案第5号を問題といたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（千葉英守君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意議決されました。
次に、日程第3のうち、議案第6号を問題といたします。
お諮りいたします。

本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（千葉英守君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第3のうち、報告第1号を問題といたします。
お諮りいたします。

本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（千葉英守君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

1. 日程第4、議員派遣の件

○議長（千葉英守君） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第96条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにいたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（千葉英守君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決定いたしました。
なお、日程や派遣議員などの変更につきましては、議長にご一任願います。
以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

1. 閉 会

○議長（千葉英守君） これをもちまして、平成30年第1回定例会を閉会いたします。

午後3時8分閉会

○議長（千葉英守君） ここで、少々お時間をいただき、管理者から、このたび新たに就任いたします監査委員の紹介があります。

管理者高橋はるみ君。

○管理者（高橋はるみ君） それでは、私からご紹介を申し上げます。

新たに監査委員に選任されました小林優さんでございます。

○議長（千葉英守君） 小林新監査委員から、就任に当たってのご挨拶をいただきたいと思います。

○監査委員（小林優君） ただいま紹介をいただきました小林でございます。

小樽で税理士をやっております。今回、監査委員に選任されまして、本当に光栄だと思っております。

今後の監査におきましては、法令を遵守いたしまして、厳正、適正な監査に努めていきたいと思っておりますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

○議長（千葉英守君） どうもありがとうございました。

小林監査委員におかれましては、公正で効率的な行政運営についてご尽力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、これをもって終了いたします。

午後 3 時10分終了

